

第5回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川 良光は、令和2年10月26日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第5回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄
入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫
平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部純、主査 齋藤玲子、主査 本田未央子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。 推進委員の出席は18名です。 なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により 担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決 処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第3号について 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	---

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第5回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時34分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

5番 清水 茂委員、10番 星野雅彦委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が1,310㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が21件、筆数が26筆、面積が11,909㎡となっております。合計いたしまして件数が23件、筆数が28筆、面積が13,219㎡となっております。また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。なお、ここで訂正があります。7ページの申請番号18番をご覧ください。受人の持分が各2分の1とありますが、正しくは上が5分の3、下が5分の2ですので訂正をお願いします。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の9ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。3条は、農地を農地として利用するために権利を設定または移転する申請

です。

1番、申請地は、寺岡町地内の田、面積2,577㎡です。譲受理由は、経営規模の拡大のため、譲渡理由は、後継者がいないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。議案書の39ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。続いて位置図を載せてあります。なお、10月12日に事務局による事前調査を行っており、その際の現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面投影)

では、9ページにお戻りください。2番、申請地は、同じく寺岡町地内の田、面積2,350㎡です。譲受人は1番と同一で、譲受理由は自宅から近く耕作に便利のため、譲渡理由は、高齢で後継者がいないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。議案書の40ページをご覧ください。2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。位置図もご確認ください。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面投影)

以上、よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の39ページ及び40ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年10月15日、木曜日、午前9時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、森山委員、河内委員、小山委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、2ヶ所の申請地の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に耕作及び管理されており、申請人の自作地については、合計4筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

2ヶ所の申請地のうち、1番の申請地は北側の自作地と隣接しており、2番の申請地については自宅から近いため、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。嶋田委員、本嶋委員。

【意見なし】

- 議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。
- 1 4 番 1 4 番 赤坂委員。
- 1 4 番 1 4 番 赤坂です。この申請地は農振農用地であり、受人も認定農業者であり、通常であれば農業経営基盤強化促進法による売買が理想ですし、事務局からも薦めていただいた訳ですが、どうしても基盤強化法での売買だと孫子の代まで開発ができない条件が付くことが危惧されるということで、3条許可申請を選んだと聞いています。相続猶予ではないけれど20年経てば免除されるような規制緩和はできないもののでしょうか。
- 議長 初めて聞かれる方もいるかと思うのですが、基盤強化法という農業委員会が登記までやってくれるという方法があり、それを使えばお金がかからなくて良いのに、あえて本人の希望で3条許可申請を選んだというところで、赤坂委員の質問の趣旨は基盤強化法を使った場合の開発の制約等はあるのかどうかということだと思いますが、事務局いかがですか。
- 主幹 只今のご質問にお答えいたします。基盤強化法の所有権移転売買で取得した場合でもやむを得ない理由があれば、例えば周りが全部太陽光になってしまい水が来なくなってしまうというような場合は許可をしている場合もあります。ただあくまで農振農用地以外の場所というのが前提です。一般論とすると税金を投入して登記までした農地なので、農地転用は認められませんという行政指導をしているのは間違いありません。農振農用地の場合はそもそも農振農用地から外れないと開発自体ができないわけなので、この土地について言うならば、うちがダメという前に農振農用地なのでダメということになるかと思えます。全てがダメという訳ではなく、あくまでケースバイケースで判断させていただくということになるかと思えます。
- 1 4 番 事務局の方向性としては3条と基盤強化法売買のどちらを推薦しているのか。
- 主幹 市の政策としては、担い手に農地を集積するという意味で基盤強化法を推薦しています。今回の場合は、本人の意向で登記簿に基盤強化法による売買という記録が未来永劫残ってしまうのが困るので3条許可申請を選んだと聞いています。なお、先ほど言い渡したのですが、基盤強化法の売買は農振白地でもできます。ただ、白地の場合は逆に農地転用ができてしまうので、後々トラブルになる可能性があるため、これも行政指導で足利市では農振農用地以外の農地については基盤強化法の売買はお断りしています。
- 議長 基盤強化法を使うと譲渡所得税がかからないなどのメリットがありますが、将来の開発を考えての本人の意向であれば仕方ないかなと思います。なお、基盤強化法での売買は市町村で取り扱いが違うのでご注意くださいと思います。太田市では後継者の有無まで厳しく調べられます。他市町村での売買はその農業委員会によく聞いた方が良いでしょう。
- 4 番 他に意見はございますか。
- 4 番 基盤強化法で農地を買い求めて、そこでソーラーシェアリングをしたいと

いう場合はどんなジャッジが下るのか。

主査 基盤強化法というのは優良農地での農業の継続というのが大前提になりますので、営農型太陽光であればそこで農業が継続されるため問題ないと考えます。

議長 単純にできるということですが、実際設置する際はよく事前に農業委員会に相談してください。

主査 補足なのですが、営農型太陽光発電はどの場所でも作れるかというところではなくて、農振農用地と第1種農地の優良農地については国の指導で農地の塊の端、縁辺部でないと付けられないということになっています。3、4メートルを超えるパネルで周辺の農地に必ず影が出るということで、その影響が懸念されるため、縁辺部でお願いをしています。

議長 他に意見はありませんか。

それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。10月の申請件数は11件、うち太陽光が4件、一般住宅が4件、駐車場が1件、植林が1件、建売分譲住宅が1件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は里矢場町地内の畑、1,860㎡です。施設の概要は建売分譲住宅用地で、延床面積111.78㎡を5棟、113.4㎡を1棟、計6棟の住宅を建築し、販売するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして、都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅です。なお、これまで本市において、市街化調整区域における住宅の分譲は、都市計画法上、認められませんでした。しかし、より一層の人口の定着を図るため、開発にかかる条例の改正が行われ、平成30年から、調整区域にある小学校周辺において、市長が指定した区域内での建売住宅の建築が可能となりました。本申請は、農地転用を伴う案件では3件目となります。

では、議案書41ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が42ページから50ページに載せてありますので、ご覧ください。また、事務局による事前調査を10月12日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書の10ページにお戻りください。

2番、申請地は菅田町地内の田、302㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積96.05㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。

では、議案書の51ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて、3番です。議案書10ページにお戻りください。

3番、申請地は名草下町地内の田、1,006㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル296枚を499㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。なお、5番と譲渡人及び譲受人が同一です。

では、議案書の52ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

続く4番ですが、保留となりましたので、上程をいたしません。お手数ですが、4番の欄にバツ印をつけてください。

では5番、申請地は名草下町地内の田、1,031㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル324枚を546㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。では、議案書の54ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

6番、申請地は名草下町地内の田、499㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積246.76㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅、譲渡人は父、譲受人は子です。

では、議案書の55ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて7番です。議案書11ページにお戻りください。

7番、申請地は川崎町地内の畑、99㎡、施設の概要は駐車場用地です。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の56ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

8番、申請地は奥戸町地内の畑、869㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル218枚を396.76㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。では、議案書の57ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、事務局による事前調査時の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、11ページにお戻りください。

9番、申請地は板倉町地内の畑、238㎡ほか2筆、計1,205㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル300枚を510㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。では、議案書の58ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、事務局による事前調査時の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページをお開きください。

10番、申請地は小俣町地内の田、51㎡ほか1筆、計657㎡です。用途は植林で、県の天然記念物でもある小俣三つ葉つつじ自生地に近接する農地にサクラを植林し、市民に楽しんでもらうことを目的としています。農地が農地以外のものでありますので、農地法においては植林も転用が必要です。権利は使用貸借権の設定、農地区分は第2種、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の59ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

続いて、11番です。議案書12ページをお開きください。

11番、申請地は新宿町地内の畑、326㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積120.07㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。なお、隣接する宅地173.16㎡と一体利用し、事業区域は499.16㎡となります。

では、議案書の60ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、最後の12番です。議案書12ページにお戻りください。

12番、申請地は福富町地内の畑、422㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積159.41㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。

ここで、議案書への加筆をお願いします。譲受人の夫の名前の前に、持分10分の1、妻の名前の前に、持分10分の9と記載してください。

では、議案書の61ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請11件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の42ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、先の3条許可申請の案件と同様であります。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

当該申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、住宅用地の造成、建築等を全国展開する申請人が、申請地を建売分譲住宅用地として譲り受け、利用したいというものです。平成30年から本市において、住宅建築を目的とした開発の許可基準が緩和されたことを受け、小学校周辺の市長が指定した区域内の土地において、建売住宅を6棟建築する計画となっております。

申請人は、全国規模で1,000㎡から3,000㎡規模の建売分譲を手掛

けており、今回は、外構工事を含めた建築費用、子育て世代が購入しやすい販売価格帯、売れ残り防止等を勘案し、住宅の延床面積を約30坪に設定し、また、1区画を200㎡から340㎡の範囲に設定しています。施工は申請人が直接行い、販売は地元不動産ネットワークを活用するとのことで、2年以内の完売を目指しています。

転用にかかる費用は、すべて自己資金で賄います。

雨水はそれぞれの区画内に設けた浸透槽で対応し、外部に放流することはありません。雑排水については、浄化槽から東の道路側溝へ流します。

申請地の東側は宅地および畑、北側および西側は市道、南側は宅地です。住宅は境界から離して建築されるとのことで、東側の農地への影響はないものと考えます。

最後に、申請地の周辺に幼稚園と小学校があるため、工事の際の安全対策をお願いしたところ、登下校時に保安員を設置するなど、細心の注意を払いたい、とのことです。また、学校長にも、事前に事業概要を説明するとのことでした。

結論として、申請地は、里矢場町北部の第1種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。齋藤推進委員。

【意見なし】

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

10番、星野委員。

10番 星野です。これは小学校から半径250mの範囲ということですが、立てられるのは第1種農地の白地に限るのか。青地はだめなのか。

主査 条例で農振農用地は除かれています。

10番 それはわかるのですが、うちの方では白地があまりないので家が建たないのです。家が建たないので後継者が皆他市町村に出て行ってしまふ、小学校も無くなってしまうという懸念がある。250mの範囲内であれば青地であっても家が建てられるように何とかお願いしたい。

議長 都市計画課には円でなく線で引かれた図面がありますので興味がある方は調べてみてください。また、必要であれば来年の要望書に盛り込みたいと思います。

ほかに意見はございますか。

【意見なし】

議長 それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

- 続いて2番から12番を上程いたします。
本件について意見を求めます。
- 1番。
1番 1番小山です。10番の案件は譲受人が自治会となっていて、任意団体と記載されていますが何か意味があるのでしょうか。
- 主査 自治会によっては手続きを取れば法人格を持てるというところで、今回の申請は所有権を移転するのではなく使用貸借ということで任意団体でも対応が可能ということなのでこのように表記させていただきました。
- 1番 自治会としては会長が変わる場合がありますよね。
主査 あくまで自治会が借りる訳です。維持管理も自治会が行います。
議長 ちなみに何年間借りるのですか。
主査 20年間の使用貸借です。
議長 わかりました。
それではほかに意見はありますか。
- 15番。
15番 15番遠藤です。
6番の案件ですが、奥に農地があって今埋め立てしようとしている農地を
通って入っていたので、転用されると入口が無くなってしまう。中に入る進入
路部分を譲ってもらえるものなのでしょうか。奥の土地の農家は3反にも満
たない小さい農家になります。
- 主幹 転用すれば下限面積関係なく農家の方でも取得することはできますが、税
金が上がってしまう訳で、よろしければ個別にご相談いただけないでしょ
うか。ちょっと今判断がつかかねます。
- 議長 現況では農地に入る道はそこしかないのか。
主査 北側に畦畔があるにはあるのです。
15番 進入路が無ければそのように主張できるのでは。
主幹 公図をお付けしていないのですが、公図を見ると北側に畦畔があるので一
応そちらから出入りはできるのかなと。全く出入りができない囲繞地であれ
ば権利設定をすることができます。通行権なんて言い方をしますが、それには
今回当たらないと考えます。後は民、民で譲ってもらえるかどうかというお話
になってくるかと思います。
- 15番 とりあえずわかりました。
議長 ほかに意見はございますか。
【意見なし】
- 議長 それでは本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】
- 議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から12番を上程いたします。
本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長

それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 2番から12番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の13ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和2年10月30日公告分であります。

それでは、議案書の14ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、68件で面積190,661.16㎡です。

続きまして所有権移転ですが、1件で面積3,067㎡です。まず、貸借権設定についてですが、詳細が15ページから30ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転ですが、31ページをご覧ください。ここで訂正がございます。ページ左上の議案番号が第1号となっておりますが第3号の誤りですので訂正をお願いします。

1番、申請地は小曾根町地内の田、面積1,567㎡外1筆計3,067㎡、売買価格は107万3千450円、移転時期は令和2年10月30日です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、10月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番から5番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生委員、6番 岡村委員、7番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時41分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番から5番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、藤生委員、岡村委員、本島委員の出席を求めます。

【午前10時42分 出席】

議長

続いて6番から68番及び所有権移転について上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、6番から68番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画 中間管理機構分の決定について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案書の32ページをお開きください。

主幹

同じく農用地利用集積計画 農地中間管理事業分の決定について、ご説明いたします。今回は令和2年10月30日公告分であります。なお、今年法改正があり、貸し手と中間管理機構との貸し借りを定める集積計画と同機構と借り手との貸し借りを定める配分計画を一括して上程できるようになりましたので、参考までにご報告いたします。

それでは、議案書の33ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、1件で面積1,183㎡です。

詳細が34ページに記載されておりますのでご覧ください。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

本件について、意見を求めます。

議長

【意見なし】

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画 中間管理機構分はそのように決定しました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第5回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時46分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月 日

足利市農業委員会

5番委員

10番委員